

令和8年度 志摩市スマート水産業推進支援補助金 のお知らせ

ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の導入を促進するため、自動観測器等の購入や維持管理にかかる費用に対し、2分の1（上限10万円）を補助します。

申請期限：令和9年2月26日

補助を受けられる方

次のすべての◆に当てはまる方

- ◆市内に事務所を置く漁業協同組合の組合員を構成員とする3人以上のグループであること。
- ◆グループを構成する者が、市内に住所又は事業所を有していること。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

補助の対象となるもの

海の状況をスマートフォン等で確認できる自動観測器などの先端機器の費用

- ・機器の購入費
- ・リース、レンタル料
- ・設置にかかる費用
- ・維持管理費（毎月の通信費など）

対象となるか不明な場合は、事前に水産課へご相談ください。

補助金の額

- ・補助率 2分の1（1,000円未満は切り捨て）
- ・上限10万円
- ・消費税等は対象外
- ・同一年度において1グループにつき1回限り

※すでに特定のグループの構成員として申請に含まれている方は、別のグループの構成員として重複して申請に参加することはできません。

書類は志摩市HPからもダウンロードできます。

① 申請書等の書類を提出する

申請期限
令和9年2月26日

<提出書類>

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・グループ名簿
- ・地図（設置予定場所に印をつけたもの）
- ・見積書等金額のわかるもの

市から助成金の決定額が通知される

交付決定通知書を郵送

② 機器の購入・設置等、支払い後に書類を提出する

<提出書類>

- ・補助金実績報告書（様式第5号）
- ・設置場所の地図
- ・設置した機器の写真
- ・領収書や契約書など支払先と金額がわかるもの

提出期限
令和9年3月19日

市から助成金の確定額が通知される

交付確定通知書を郵送

③ 助成金の請求書を提出する

<提出書類>

- ・補助金交付請求書（様式第7号）

市から口座に入金



提出・問い合わせ先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜3098番地22

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）